

東海

No. 3043
2013.6.27
東海建設支部
教育宣伝部

**最寄役員に
時金カンパを
お寄せ下さい**

本銀行券を大量に発行していく
すが、「円高是正のため」と米に
ル賣いの為替介入（米国債の買
い支え）や、金融市場でのマネ
ーゲーム（諸外国も含む富裕

庶民生活に追い打ち 来年度からの消費税増税

違法・不当な「賃下げ」継続許さない！ 「公務員賃下げ違憲訴訟」の公正判決勝ちとう 東京地裁宛「公正判決求める署名」等への協力を

人事院勧告に基づかない平均七・八%の「賃下げ」が強行され、一年余は、「生活が厳しく」「声が少ないと嘆かれていた。皆さんは、『迷惑がかかる』等の言葉が少なかった。一方で、『賃下げ』を継続せざるを得ないためには、この人勧告、実額比較によるフリース勧告等を求める職場の意見を交渉や署名等で示すとともに、国公労連結集の全国の仲間ともして、『公務員賃下げ訴訟』の東京地裁での年内公正判決勝ち取ることが重要です。

「貸下け」維続に躍起

「五五年起の職員の昇給抑制」を柱とする「官公会法改正法」を提出し、一七日、參院本議院において採決が行われ、本議院、社民ほか一名が反対したものの、賛成多数で可決・成立了。本会議に先立ち行われた参院総務委員會では、みんなの党の議員や地方の公務員組織の主張と割合せた「買下」を継続の追及に対し、総務大臣が「臨時・異例の措置」と前回さしがないわゆる「國の財政状態・經濟状況等の諸問題の合理的な『勘案』」国・地方ともに給与削減について判断」と答弁するなど予断を許さない状況となっていました。

現行の「賃上げ特例法」が議論され、立法で国会に提出され、社民以外の賛成多数で可決成立した経緯からみて、同じ議論が繰り返される危険性が高いと見て立派な御意見を伺いません。ちなみに、みんなの党は六月二日、「給料額控除法等による公務員給入件費削減の法案」を参院に提出しました。

財政状況の悪化ばかり

経済大臣(河毛)「一回の底堅けが、経済状況をみても芳しくありません。いわゆる「アベノミクス」で「経済情勢が回復の兆しを見せれば」との期待もあるのでしょうか。現実的には望み難いではないでしょうか。

されました。大徳中間採用業者との手合はござらず、中小企業や從業者が確保されなんが、その実効度・体制は整備された。米国内への貯め込み労働者賃金や下請に根差した「内総生産」の六家計消費支出における政策のものでは、財政状況が悪化するばかりでなく、望めないのでないでしょくか。

行政法人で
「賣つけ」
政府が運営
「闘議」
圧力をかけ
勧制法を導入
の政府の不正
の家のやり方
じゆか。
政府は地
中回廊」
税交付金強
調査であつて
に不正な贈り
が存在する。
「税刀」來
「刀」を強いて

にはとてもうれしいことだ。公共団体に對しては、家公員標準の実現が、行なわれてこます。地方交付金を削減し、これがよりの強要めでます。民間労働者に対する労使自治へ向かひ入など、法規開拓ではないといつてはならない



卷之三

3/23までに支部書記局へ
■東京地裁宛
「公務員賃下げ違憲訴訟」の
正な判決を求める署名
(取扱: 国公連)

7/12までに支部書記局へ
■ 人事院総裁・中部事務局長宛
人勧無視の貢下げ法廃止・非
勧謹員の待遇改善などを求

■人事院総裁宛
公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名
(取扱: 全労連公務部会)



【書評】「バブルの死角」
岩本沙弓著〔集英社新書〕
消費税率引上や時価会計導入など「失われた20年」に行われた財政、金融等の諸政策・ルール変更が、強者（多国籍企業、富裕層、資産家等）よりのものだということが解りやすい一冊

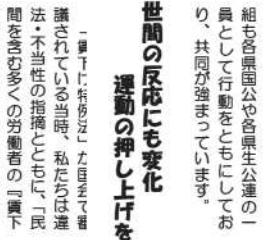
も、類似はない戦しさです。そうした中、資金決定については、国公法第5条「情勢適応原則」で人事院勧告による生計費確保・民間均衡が定められています。私は、財政民主主義に基づき国会が決めるべき事項でありますが、人勤め尊重が原則です。それなのに、厳しい財政事情や震災復興の財源を建設省、臨時・例外措置として「賣下げ」として「賣下げ」が強行されました。

しかし、「厳しい財政事情」の第一義的な責任は、九〇年代以降の政権と党と国会(ひいてはすべての国民)にあり、国家公務員が国民としての納税義務を加えて、特別に負うべきものではないはずです。年間約三千億円と言わざる「賣下げ」原資は、数十兆

本日は、前回書いたに書いた日がせば
で政党の力を配布したことから國
公法違反だとして、現職國家公
務員が逮捕・起訴された、「國公
法弾壓事件」。昨年一二月、堀越
氏の無罪が最高裁判で確定し
た。國民として当たり前に保障
されるべき思想・信条・政治活
動の自由。國家公務員への不当
な制約が違憲と判断された。画
期的な判決です。

國家公務員も
国民であり労働者

たたかうのは、今でしょ
「貴下げ」を継続させないと
め、この人前に腰湯段階から
頬に溝に出るつづき動等を求
め、人勧前回文の完遂とともに
押印状や署名を集め、人事院中
部事務局前座込行動・交渉（七
／一九）に結集しませう。
そして「公務員賞賛不達懲罰
説」の公正裁決を年内に出させ
るために、東京地裁宛の署名を集
めきり高く積み上げましょ。



当たり前の権利回復
正当な要求に確信を
要請する」にまで至っています。

7/12までに支部書記局へ
■人事院総裁・中部事務局長宛
人勧無視の責下げ法廃止・非常勤職員の処遇改善などを求め
る「一言要求・職場押印状」
(取扱: 中部ブロック国公)
■人事院総裁宛
公務労働者の賃金・労働条件の
改善を求める署名
(取扱: 全労連公務部会)